産業教育手当受給者調書

学　校　名	○　○　農業高等学校		全日制・定時制の別		全　　日　　制	
課　　程 (学科)名	職　　名	氏　　名	給　　料		免　許　状	備　　考
			級　号	金　　額		
農　　業	教　　諭	○　○　○　○	2 ×120	○○○○	高一農・農業	
〃	〃	○　○　○　○	2 ×132	○○○○	高一農実	
〃	〃	○　○　○　○	2 ×114	○○○○	高一農・理	
〃	〃	○　○　○　○	2 ×116	○○○○	〃	
〃	〃	○　○　○　○	2 ×120	○○○○	〃	
〃	〃	○　○　○　○	2 ×129	○○○○	〃	
〃	〃	○　○　○　○	2 ×124	○○○○	〃	
〃	〃	○　○　○　○	2 ×132	○○○○	〃	
〃	〃	○　○　○　○	2 ×125	○○○○	高一理・助農	
〃	実習助手	○　○　○　○	2 ×121	○○○○	高一農実	
〃	〃	○　○　○　○	2 ×118	○○○○	〃	
〃	〃	○　○　○　○	2 ×124	○○○○	〃	
〃	〃	○　○　○　○	2 ×128	○○○○	〃	
〃	〃	○　○　○　○	2 ×116	○○○○	〃	
〃	〃	○　○　○　○	2 ×135	○○○○	〃	

産業教育手当受給者調書

産業付表

個　人　別　担　当　時　間　表

全日制　　学校名　鹿児島県立○○○○○高等学校

職名	曜 / 限 / 氏名	月							火							水							木							金							担当時間数				
		1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	実習教科	ＨＰ	総合実習	合計	普通教科
教諭	○○　○○	農基		選択	選択						総実	総実	選択	選択			課研	機食	機食	選択	選択		農基	農基	機食	機食						課研	課研				13		5	18	
教諭	○○　○○			選択	選択		総学						選択	選択			課研	生情	生情	選択	選択				生情	生情	総実					課研	課研	総実	総実		12		5	17	
教諭	○○　○○	農基					総学		食生	食生	農情	農情					課研	機食	機食				農基	農基	機食	機食				食生	食生	課研	課研				14		3	17	
教諭	○○　○○			選択	選択				食生	食生			選択	選択			課研	生情	生情	選択	選択				生情	生情				食生	食生	課研	課研				14		3	17	
教諭	○○　○○			選択	選択	総実	総実				会計		選択	選択			課研			選択	選択			会計			総実					課研	課研	総実	総実		8		8	16	
教諭	○○　○○					総実	総実		食生	食生	総実	総実					課研	機食	機食						機食	機食	総実			食生	食生	課研	課研	総実	総実		8		10	18	
教諭	○○　○○	農基		選択	選択		総学				総実	総実	選択	選択			課研			選択	選択		農基	農基			総実					課研	課研	総実	総実		10		8	18	
実習助手	○○　○○			選択	選択				食生	食生			選択	選択			課研	生情	生情	選択	選択				生情	生情				食生	食生	課研	課研				14		3	17	

様式給第13号

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月分

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

ｶｰﾄﾞ No.	
1	2
1	3

給　与　手　当　報　告　書　2

点検者	
	記入者

給与支払管理者

作成所属名　○ ○ ○ 高 等 学 校

	作成所属名	修正区分	ページ No.	整理番号	氏名	職員番号	支払開始年月 年号コード	年	月	日	管理職手当率	農改手当率	教員特別手当支給コード	産教手当区分コード	定通手当区分コード
	3	9	10	13	15		21	22	24	26	28	30	32	33	35
1	○ ○ ○ 高 校	2	0 0 1	0 1	○ ○ ○ ○	○○○○○○	4	○○	0 4	0 1			2	4	
2	○ ○ ○ 高 校	2	0 0 1	0 2	○ ○ ○ ○	○○○○○○	4	○○	0 4	0 1			3	2	
3	○ ○ ○ 高 校	2	0 0 1	0 3	○ ○ ○ ○	○○○○○○	4	○○	0 4	0 1			1	0	

産　業　教　育　手　当

（例１）新たに支給を開始する場合（工業に係る教(ニ)２級以上受給者）

（例２）新たに支給を開始する場合（農業・水産に係る教(ニ)２級以上受給者）

（例３）支給対象者でなくなる場合

（注）１．新たに支給対象者になる場合，支給コードを記入して報告すれば報告した月から支給される。該当月の実績が支給要件を満たさない場合は，「諸手当停開報告書」で停開コード「１：支給停止」を報告し，再び支給する場合は支給月に「２：支給開始」を報告する。

２．支給対象者が所属を異にして異動した場合は自動的に支給されなくなるので，異動後も引続き支給対象者になる場合は，新たに支給対象者になる場合と同じ要領で報告する。

３．産業教育手当受給者は，教員特別手当の支給額が定額の $\frac{2}{4}$ または $\frac{3}{4}$ に減ぜられるので注意する。

〔産教手当区分コード〕

1　農業水産・教育職（二）１級適用者　(10/10　支給)
2　農業水業・教育職（二）２級以上適用者 (10/10　支給)
3　工業　　・教育職（二）１級適用者　(10/10　支給)
4　工業　　・教育職（二）２級以上適用者 (10/10　支給)
5　農業水産・教育職（二）１級適用者　(6/10　支給)
6　農業水産・教育職（二）２級以上適用者 (6/10　支給)
7　工業　　・教育職（二）１級適用者　(6/10　支給)
8　工業　　・教育職（二）２級以上適用者 (6/10　支給)

件数　　件

枚中　　枚目